

高崎市地方就職支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏の大学生の本市への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、地方就職支援金を支給することにより、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

(支給金額)

第3条 対象となる経費は、就職活動に関する規定「就職・採用活動日程に関する考え方」に沿った卒業年度の採用面接に係る交通費とし、地方就職支援金の額は、次のとおりとする。ただし、支給する金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、支給する金額が100円未満であるときは1円未満を切り捨てるものとする。

- (1) 就職活動の実施場所が群馬県内であるとき 6,000円。ただし、就職先企業が交通費の一部を支給している場合は、群馬県の旅費規程に基づく往復交通費(12,000円)から企業負担額を差し引いた額の2分の1以内の自己負担額
- (2) 就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近いとき 6,000円を上限に自己負担額の2分の1以内

2 前項の地方就職支援金の支給は、1人につき1回限りとする。

(支給要件)

第4条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす者に対し、予算の範囲内において、地方就職支援金を支給する。

- (1) 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てを満たすこと。
 - ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(条件不利地域を除く。)のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
 - イ 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。
- (2) 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 群馬県内に所在する企業に就職することが内定していること。
 - イ 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。
- (3) 地域の担い手としての役割に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 就業先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が群馬県内に所在すること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。
 - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - (エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
 - (オ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人

等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 本市からの通勤が可能な県内地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。

イ 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他群馬県及び本市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(申請)

第5条 地方就職支援金の申請者は、高崎市地方就職支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本市が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 在学証明書

(3) 交通費の領収書

(4) 内定先企業による証明書（様式第2号）

(5) 移住元の住所を確認できる書類

(6) その他、支給要件に該当することを証する書類

(支給決定及び支給方法)

第6条 市長は、申請者が第4条の要件を満たしていると認めるときは、高崎市地方就職支援金支給通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 審査の結果支援金の支給を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の支給が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

3 第1項の規定により支給決定を受けた者は、市が指定する請求書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求に基づき、速やかに地方就職支援金の全額を一括で支給するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、既に支給した地方就職支援金のうち当該各号に掲げる額の返還を請求することとする。ただし、次の各号の一に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たす群馬県内の別企業に就職する場合を除く。）

オ 本市への転入日から3年未満で本市から転出した場合

(2) 本市への転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から適用する。

4 各種確認事項（該当する方に○を付けてください）

以下の「高崎市地方支援金の支給の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する B. 誓約しない
<p style="text-align: center;">高崎市地方就職支援金の支給の申請に関する誓約事項</p> <p>1 高崎市地方就職支援金事業に係る報告及び立入調査について、高崎市から求められた場合は、速やかに応じます。</p> <p>2 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、高崎市地方就職支援金支給要綱の規定に基づき、当該各号の区分に応じ、当該支援金の全額又は半額を返還します。</p> <p>(1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかになった場合</p> <p>イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合</p> <p>ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）</p> <p>エ 地方就職支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年以内に辞した場合（ただし、退職日から3箇月以内に要件を満たす県内の別企業に就職する場合を除く。）</p> <p>オ 本市への転入日から3年未満に本市から転出した場合</p> <p>(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合</p> <p>3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。</p>	
以下の「高崎市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する B. 同意しない
<p style="text-align: center;">高崎市地方就職学生支援金事業に係る個人情報の取扱い</p> <p>市は、高崎市地方就職学生支援金の事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する地方就職学生支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。</p>	
申請日から5年以上継続して、高崎市に居住する意思について	A. 意思がある B. 意思がない

※ B. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

年 月 日

（宛先）高崎市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社所在地と同じ ・ それ以外の場所
	それ以外の場所の場合、住所を記載してください。
内定日	年 月 日
交通費支給額	交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。 円

3 就職条件等（支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は支給対象外になります。）

入社予定日	年 月 日
就職条件	<input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	<input type="checkbox"/> 高崎市からの通勤が可能な県内地域への勤務地限定型社員（勤務地が1か所など）として採用予定である。

※証明書の押印の省略は可能ですが、書類の真正性を担保するために必要に応じ電話等で確認を行うことがあります。

様式第3号（第6条関係）

高崎市指令産業政策課第 号

様

高崎市地方就職支援金支給通知書

高崎市地方就職支援金支給要綱の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を支給することを決定しましたので、次のとおり通知いたします。

令和 年 月 日

高崎市長 富岡 賢治

支給決定の内容

高崎市地方就職支援金 円

（備考）

- 高崎市は、高崎市地方就職支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - 全額の返還 次のいずれかに該当する場合
 - 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかになった場合
 - 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合
 - 地方就職支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
 - 地方就職支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年以内に辞めた場合（ただし、退職日から3箇月以内に要件を満たす県内の別企業に就職する場合を除く。）
 - 本市への転入日から3年未満に本市から転出した場合
 - 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合
- 高崎市地方就職支援金の事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。